○奈良県警察等パブリックコメント手続実施要領の制定について

（平成14年４月２日例規第26号）

［沿革］　平成23年１月例規第１号、26年２月第５号、29年３月第６号、30年４月第23号改正

この度、奈良県において「県民参加型」の開かれた県政運営を推進するため、「奈良県パブリックコメント手続に関する指針」が制定され、公安委員会及び警察本部長が実施機関となったことから、別記のとおり「奈良県警察等パブリックコメント手続実施要領」を定め、平成14年４月２日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別記

奈良県警察等パブリックコメント手続実施要領

１　趣旨

この要領は、奈良県公安委員会及び奈良県警察(以下「奈良県警察等」という。)におけるパブリックコメント手続の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　定義

この要領において「パブリックコメント手続」とは、奈良県警察等の施策に関する基本的な計画等を策定する過程において、その計画等の案の趣旨、内容その他の資料(以下「計画等の資料」という。)を県民に公表し、これらについて提出された県民の意見・情報及び専門的な知識を考慮して意思決定を行う手続をいう。

３　対象

パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。ただし、緊急性を要するもの、軽易なもの等を除く。

(1)　奈良県警察等の施策に関する基本的な計画、指針等の策定及びこれらの重要な改定

(2)　県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例若しくは公安委員会規則(手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る案の策定

(3)　審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃に係る案の策定

(4)　その他パブリックコメント手続を行うことが適当であると公安委員会又は警察本部長が判断したもの

４　公表内容の協議

警察本部の各所属長及び警務部総務課公安委員会事務担当室長(以下「本部所属長等」という。)は、次のいずれかに該当する場合は、計画等の案の公表事項、公表方法及び意見・情報の募集期間等について警務部警務課長(以下「警務課長」という。)

と協議するものとする。

(1)　パブリックコメント手続を実施しようとする場合

(2)　パブリックコメント手続により提出された意見・情報の概要、奈良県警察等の考え方及び意思決定を行った計画等の案（修正をした場合は当該修正の内容及びその理由）を公表する場合

5　公表の方法

計画等の資料の公表は、当該資料を警察本部の警察情報公開窓口その他の場所に備え付けるとともに、奈良県警察ホームページ(奈良県公安委員会が実施するものについては奈良県公安委員会ホームページ)に掲載することにより行うものとする。

6　奈良県への報告

本部所属長等は、4の(1)又は(2)に掲げる場合は、定められた方法により、警務課長を経由して、奈良県総務部知事公室行政経営・ファシリティマネジメント課長に報告するものとする。

7　その他

パブリックコメント手続の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、奈良県パブリックコメント手続要綱の制定について(平成23年2月16日付行経第68号)の例による。